



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第101号 令和元年10月17日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
446	生活保護法の規定による医療機関を指定した件	国保・自立支援課
447	生活保護法の規定による介護機関を指定した件	同
448	生活保護法の規定による施術機関を指定した件	同
449	生活保護法の規定による施術機関を指定した件	同
450	身体障害者福祉法の規定による医師を指定した件	障がい福祉課
451	建設業者の許可を取り消した件	建設管理課
452	道路の区域を変更する件	道路整備課

徳島県告示第四百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関として、次のとおり指定した。

令和元年十月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	指定年月日
博愛クリニック	徳島市国府町池尻字西塚む さ 三 三 三 一	株式会社グローバル ・アシスト	令和元年九月 一日
同		真鍋 周二	同

徳島県告示第四百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として、次のとおり指定した。
令和元年十月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	徳島健康生活協同組合
主たる事務所の所在地	九 徳島市下助任町四丁目
指定に係る事業所の名称	健生阿南診療所
指定に係る事業所の所在地	一一 阿南市津乃峰町新浜
事業の種類	ヨン 介護予防通所リハビリテーション
指定年月日	令和元年六月十九日

徳島県告示第四百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機
関として、次のとおり指定した。

令和元年十月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

坂東 良志	施術者の氏名	ばんどう整骨院	施術所の名称	六 板野郡北島町中村字檉切六	施術所の所在地	九日 令和元年九月	指定年月日
-------	--------	---------	--------	-------------------	---------	--------------	-------

徳島県告示第四百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機
関として、次のとおり指定した。

令和元年十月十七日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

岡崎 千恵	施術者の氏名	香川県東かがわ市帰来六七八	施術者の住所	令和元年九月一日	指定年月日
-------	--------	---------------	--------	----------	-------

徳島県告示第四百五十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。
令和元年十月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

氏 名	診療科目	診断する障害の種類	従事する医療機関		指定年月日
			名 称	所 在 地	
布川 朋也	泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害	徳島大学病院	徳島市蔵本町二丁目五〇番地の一	令和元年十月一日
山口 邦久	同	同	同	同	同
大塚 恵司	内科	呼吸器機能障害	同	同	同
近藤 真代	同	同	同	同	同
佐藤 正大	同	同	同	同	同
軒原 浩	同	同	同	同	同
谷口 浩一郎	脳神経内科	肢体不自由	独立行政法人国立病院 機構徳島病院	吉野川市鴨島町敷地二三四番地	同
木下 肇	心臓血管外科	心臓機能障害	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町一丁目一三	同
山崎 宙	循環器内科	同	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番	同
轟 貴史	同	心臓機能障害 呼吸器機能障害	同	同	同
三橋 乃梨子	内科	肢体不自由 心臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 肝臓機能障害	同 那賀町国民健康保険日 野谷診療所	同 那賀郡那賀町大久保字大西三番地二	同

清水 伸彦	佐野 均	久山 和重	三崎 敦史	美馬 惇	中島 英
内科	外科	耳鼻咽喉科	循環器内科	外科	泌尿器科
小腸機能障害 呼吸器機能障害 じん臓機能障害 心臓機能障害 肢体不自由	呼吸器機能障害 じん臓機能障害 心臓機能障害 肢体不自由	聴覚障害 音声、言語機能障害	心臓機能障害	小腸機能障害 肝臓機能障害 ぼうつこつ又は直腸機能障害 呼吸器機能障害 じん臓機能障害 心臓機能障害 肢体不自由	じん臓機能障害 ぼうつこつ又は直腸機能障害
徳島口イナル病院	朝病院	同	たまき青空病院	徳島健生病院	吉野川医療センター
小松島市中田町字新開四八番地	鳴門市撫養町立岩字元地二八〇	同	同 国府町早淵字北カシヤ五六番地	徳島市下助任町四丁目九番地	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島一二
同	同	同	同	同	同

徳島県告示第四百五十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年十月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

処分をした年月日	処分を受けた者		処分の内容	処分の原因となつた事実
	商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名	許可番号		
平成三十年十一月九日	池本設備 三好郡東みよし町昼間三三五九番地 池本 義廣	徳島県知事許可 （般・二五） 第七五六八号	建設業法第二十九条第一項の規定による建設業許可の取消し （土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可）	建設業法第十二条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第二十九条第一項第四号に該当すると認められる。
同 十 二月三十一日	株式会社ナガタ工業 徳島市丈六町八反田六七番地一 長田 昭治	同 （般・二六） 第三五〇一号	同 （建築工事業に関する一般建設業許可）	同
令和元年六月一日	有限会社徳原設備 板野郡藍住町徳命字元村二二番地八 徳原 初恵	同 （般・二八） 第五三五七号	同 （土木工事業に関する一般建設業許可）	同
同 十四日	有限会社木留リース 名西郡石井町浦庄字下浦七五七番地一 鈴木 浩文	同 （般・二七） 第七七六七号	同 （石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可）	同
同 十七日	有限会社石原興業社 吉野川市鴨島町西麻植字広畑一	同 （般・二八）	同 （建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業、舗装工事業）	同

		同 七月 二十六日	四一番地三 石原 康弘	第五九七一号	及び消防施設工事業に関する一般建設業許可)	
		同 八月 八日	徳島建設有限会社 阿波市土成町吉田字原田市の参 三五番地 加藤 美和	同 (般・二七) 第四二二五号	同 (土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、 しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許 可)	同
		同 八月 八日	株式会社西淵スレート工業所 阿波市阿波町平川原南一八番地 西淵 正和	同 (般・二七) 第四七一七号	同 (大工工事業、電気工事業、タイル・れんが・ブロック工事 業及び内装仕上工事業に関する一般建設業許可)	同
		同	阿波土建有限会社 阿波市阿波町善地一七九番地一 三宅 英樹	同 (般・二九) 第一一九三号	同 (とび・土工工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水 道施設工事業に関する一般建設業許可)	同

徳島県告示第四百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和元年十月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号		路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
1	2	鳴門池田	鳴門市大麻町姫田字久原 一七番一地从先から 同 二三番一地从先まで	旧	一 ・ 六 〇 ・ 一 ・ 九	一 五 ・ 〇
同				新	一 二 ・ 三 〇 ・ 三 〇 ・ 三 三 ・ 六	一 五 ・ 〇